

全国肉用牛振興基金協会 主催  
持続的肉用牛生産オンライン情報交換会（令和5年9月22日）

# アニマルウェルフェアに関する 新たな国の指針について ～ 肉用牛を中心に ～

令和5年9月

農林水産省 畜産局 畜産振興課  
課長補佐 眞壁七恵

# 1 アニマルウェルフェアの基本的な考え方について

# 家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (WOAH)※のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

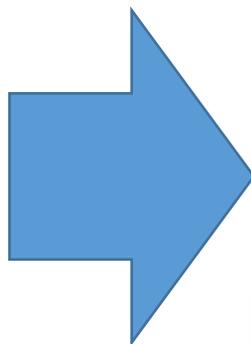
○「アニマルウェルフェアとは、動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態をいう。」と定義されている。

○「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理



家畜のストレスや  
疾病の減少

家畜の本来持つ  
能力の発揮

良好な家畜のアニマルウェルフェア

「5つの自由」とは、

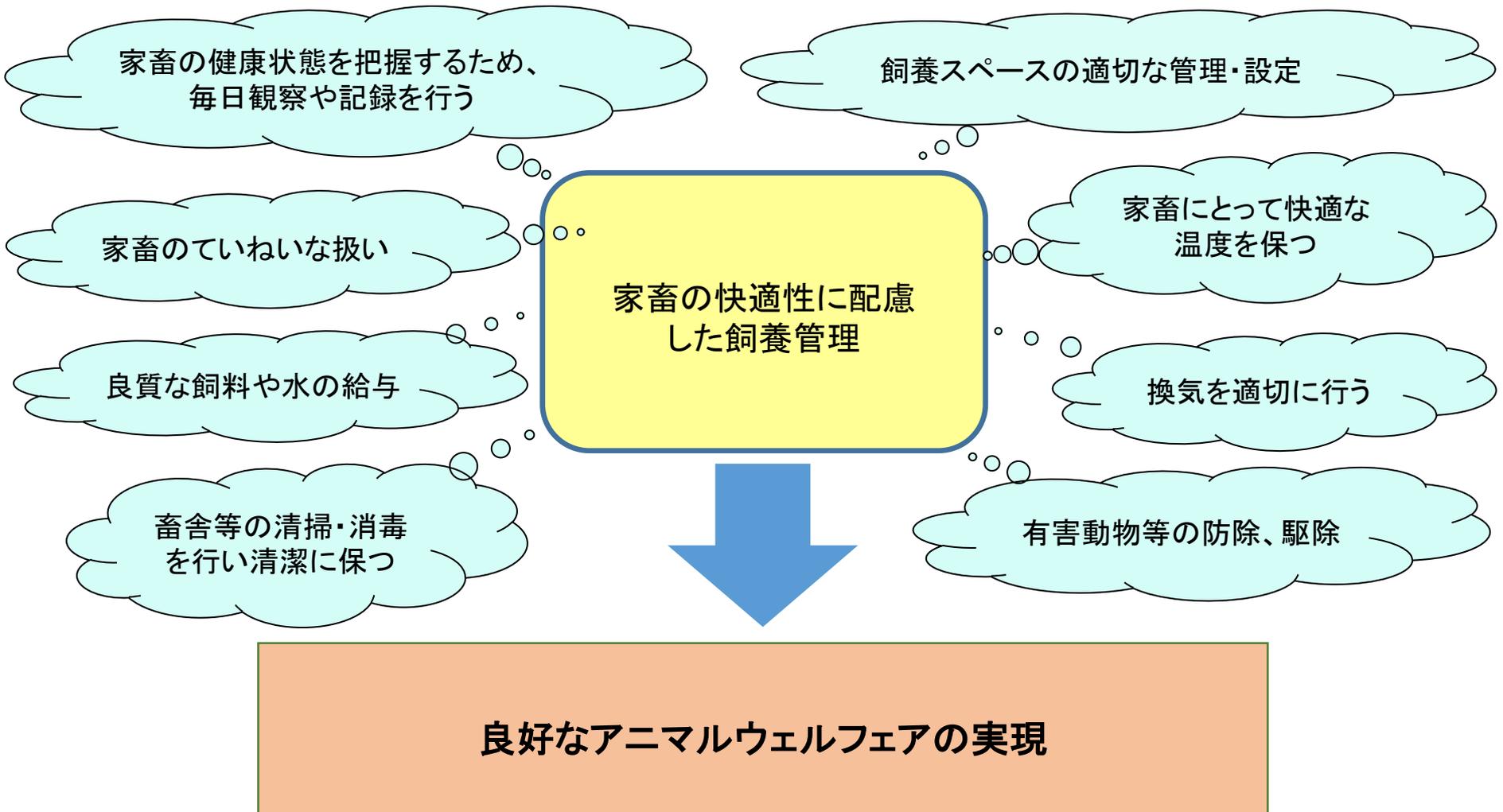
- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 身体的及び熱の不快からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

※ 我が国も加盟する世界の動物衛生の向上を目的とする国際機関

これまで、略称は「OIE」が使用されていたが、「WOAH」を使用することが決まったため、農林水産省では、令和5年8月以降、「WOAH」と表記

# アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理のポイント

- アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理とは、最新の施設や設備の導入を生産者に求めるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が意識し、実行すること。



# 【現場での実践例】 飢え、渇き、栄養不良からの自由

- 清潔で新鮮な水の給与と適切な栄養管理を行うことが大切。
- 適切な栄養状態を維持するためには、家畜の毎日の観察が大切。

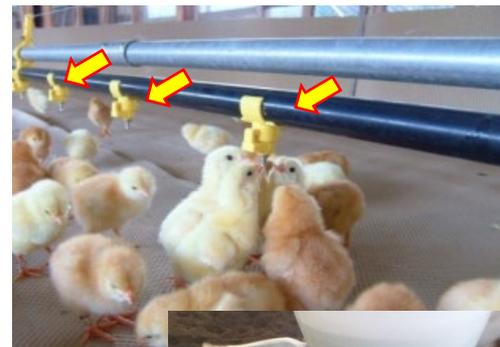
## 具体例



草食動物への良質な牧草の給与  
自動給餌機による適切な飼料給与



健康状態を保つため、飼槽や  
水槽のチェックと清掃



群内の争いを極力減らすため、  
一度に多くの個体が食べたり  
飲んだりできる給餌器や飲水  
器の使用

# 【現場での実践例】 身体的、熱の不快さからの自由 恐怖及び苦悩からの自由

- 夏場の暑熱対策や冬期の寒冷対策を、畜種ごとの特性や月齢に応じて取ることが大切。
- 家畜を驚かせたりしないよう動物の取扱いを把握することが大切。

## 具体例



ミストの噴霧と換気扇による  
畜舎の冷却



保温性に優れたジャケットを  
着た子牛



自動換気装置による  
温度などの管理



ガスストーブによる  
ひよこの保温



牛が逃走を開始する  
距離を事前把握

# 【現場での実践例】 苦痛、傷害及び疾病からの自由 通常の行動様式を発現する自由

- 畜舎の設計に際しては、家畜の行動様式に配慮するとともに、換気量の十分な確保や畜種の習性に応じた十分な光量の確保、清潔さを保てる材質の選択などが大切。
- 家畜の行動を日々観察することによって施設の問題を把握し、対策を講じていくことが大切。

## 具体例



天井からの採光や換気扇の設置



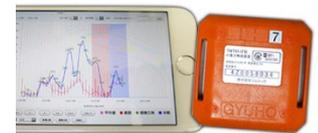
おがくずを床に敷いて、清潔さが保たれている畜舎



バースクレーパーによる適時の除糞



搾乳ロボットにより乳が張れば、牛が自ら行動し、乳房炎を予防



センサーによる行動観察

## 2 アニマルウェルフェアに関する国際基準について

# 国際獣疫事務局 (WOAH) について

(WOAH: World Organisation for Animal Health)

WOAHは、牛疫の世界的な広がりを背景として、1924年に28か国の署名を得てフランスのパリで発足した世界の動物衛生の向上を目的とした国際機関。

主な活動は、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の動物疾病の防疫や薬剤耐性 (AMR) 対策などへの技術支援、動物・畜産物の貿易、**アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定**等を行っている。

世界貿易機構 (WTO) の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)」が発効し、この協定においてWOAHは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準設定機関として位置付けられている。

**本部所在地** : フランス・パリ

**設立年月日** : 1924年 (大正13年) 1月25日

**日本の加盟年月日** : 1930年 (昭和5年) 1月28日

**加盟国数** : 182か国・地域 (2023年3月現在)

**事務局長** : モニーク・エロワ (2016年1月就任、フランス出身)

**組織** : 総会、理事会、事務局、専門委員会、地域委員会、地域代表事務所、リファレンスセンター (リファレンスラボラトリー及びコラボレーティングセンター) から構成される。この他に専門家によるワーキンググループ、必要に応じて設置されるアドホックグループがある。



# WOAHコード(陸生動物衛生規約)

- WOAHCコードは、国際貿易、衛生措置及びアニマルウェルフェアの国際基準であり、加盟国が国内規制を検討する際に参照されるべきとされている。

## 第1巻:一般規定

第1部 疾病診断、サーベイランス及び通報

第2部 リスク分析

第3部 獣医サービスの質

第4部 疾病の予防及び防疫

第5部 貿易措置、輸出入手続及び獣医証明

第6部 獣医公衆衛生

第7部 **アニマルウェルフェア**

## 第2巻:WOAHリスト疾病に対する勧告

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第9部 ミツバチの疾病

第10部～15部

鳥類、牛、馬、兎、緬羊・山羊、豚の疾病

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
<b>第7.3章</b>	<b>動物の陸路輸送</b>
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
<b>第7.6章</b>	<b>疾病の管理を目的とした動物の殺処分</b>
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
<b>第7.9章</b>	<b>アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム</b>
<b>第7.10章</b>	<b>アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム</b>
<b>第7.11章</b>	<b>アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム</b>
<b>第7.12章</b>	<b>役用馬のウェルフェア</b>
<b>第7.13章</b>	<b>アニマルウェルフェアと豚の生産システム</b>
第7.14章	革、肉その他の製品のためのは虫類の殺処分

※ 新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会における投票の結果、採択されなかった。

# 採卵鶏のWOAHコード案の状況

- 採卵鶏については、令和3年5月のWOAH総会において、バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める案が提案されたが、賛否両論あり非採択となった。
- 令和4年以降のWOAH総会においても、これまでに新たな案の提出はなされていない。

## 令和3年5月のWOAH総会に提案されたコード案

- ・バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める。
- ・砂浴びの区域、ついでみの区域、営巣の区域、止まり木を設置する場合の留意事項を示す。

## 加盟国の意見

アイルランド  
(EU27カ国を代表)

止まり木等について「望ましい」では**不十分**であり、支持できない。

日本

案を支持。

米国

案を支持。  
多くの国が懸念を示す止まり木等の「望ましい」との表現を削除

チリ

一部の提案は、すべての生産システムに適応可能な内容になっておらず、生産体制の変更を強制するような内容になっていることから、**修正**すべき。

NZ

止まり木等について「望ましい」では不十分であり、「設置すべき」との修正が望ましく**棄権する意向**。

セネガル  
(アフリカ地域53カ国を代表)

案を支持。

英国

止まり木等の強く動機づけられた行動の実現が十分確保されていない懸念はあるが、すべての国が直ちにに取り組むことは困難であることは事実であり**案は支持**。

カナダ

案を支持。  
軽微な修正で採択されるのであれば、修正は受け入れる。

2/3の支持が得られず、不採択となった。

### 3 アニマルウェルフェアに関する国の新たな指針について

# アニマルウェルフェアに関する新たな指針の策定について

## これまでの通知・指針

- ✓ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を普及・定着させるため、基本的な考え方については畜産振興課長通知を発出、畜種毎の飼養管理方法については、(公社)畜産技術協会が民間の自主的な指針を作成。
- ✓ 協会の指針は国の支援を受け、WOAHコードを踏まえて作成されているものの、「実施が推奨される事項(should)」、「将来的な実施が推奨される事項(desirable等)」の区分が明確になっていない等の課題があるところ。

見直し



## 新たな指針の考え方

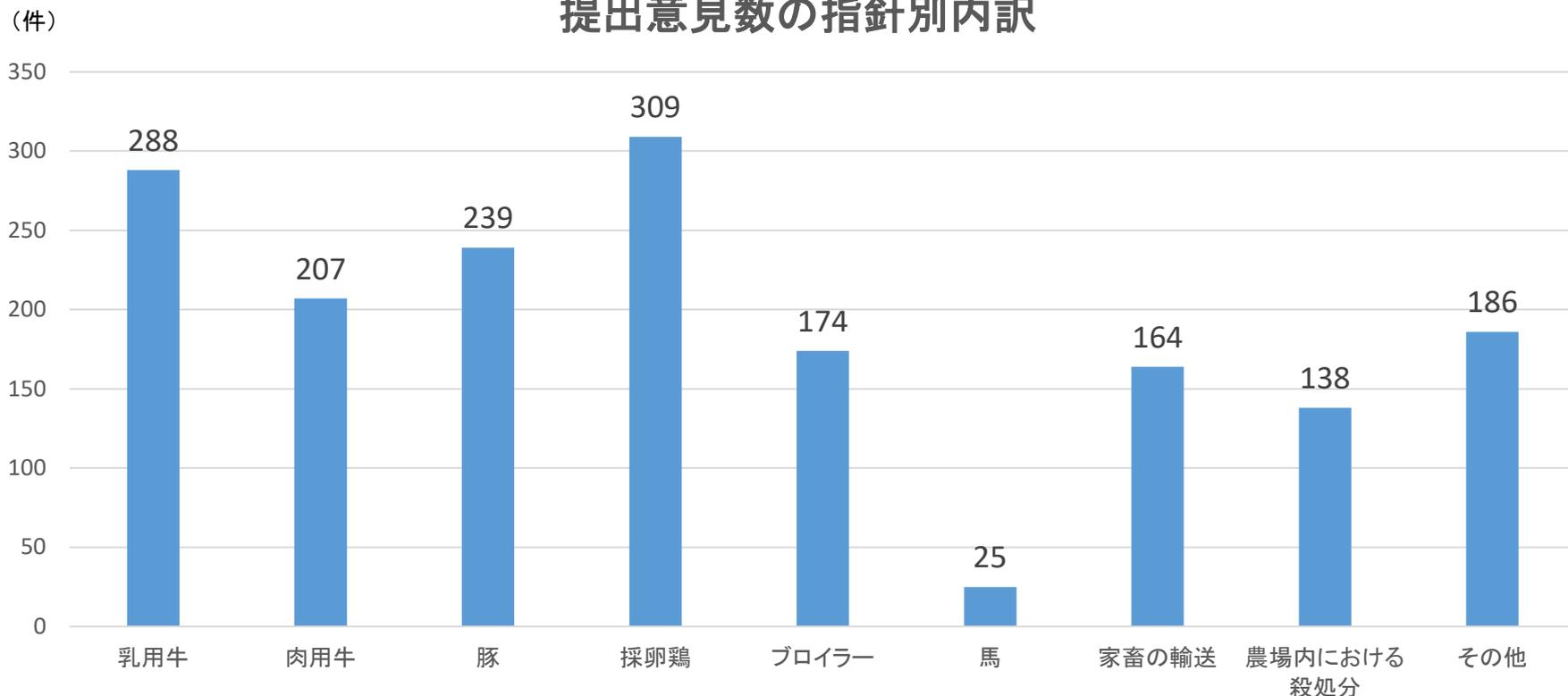
- ✓ 畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とすべく、WOAHコード（採卵鶏はその案）に基づき、国として指針を示す。
- ✓ また、WOAHコードに沿って、各畜種毎の飼養管理等について「実施が推奨される事項」と「将来的な実施が推奨される事項」が明確になるよう取りまとめ。
- ✓ 本指針の発出後は、実施状況を国がモニタリング。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については補助事業のクロスコンプライアンスの対象とするなど、アニマルウェルフェアの普及・推進を加速化。

【指針の種類】 乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー、馬、家畜の輸送、農場内における安楽死（8種類）

## 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)についての パブリックコメントの結果概要

- 畜種ごとの飼養管理等に関する指針(案)について、令和4年5月23日～6月21日の1か月間、パブリックコメントを実施。
- **1,730件の意見等の提出**があり、内訳は、**採卵鶏が309件(18%)**で最も意見の提出数が多く、次いで**乳用牛が288件(17%)**、**豚が239件(14%)**、**肉用牛が207件(12%)**との順であった。

### 提出意見数の指針別内訳



## 指針(案)への意見等を踏まえた指針横断的な修正方針

- 指針は、生産者のみならず、国民の皆様にご理解頂きたいことから、記述内容の統一を図れる事項は統一し、各畜種固有の事情がある事項はその旨が分かるよう整理しました。
- 「WOAHコードにおいて“should”で記載されている事項」は、原則全て【実施が推奨される事項】に記述することとしました。
- 「測定指標」は、「参考」としていましたが、指針の構成項目であることを明らかにするため、タイトルから「参考」を削除し、他の項目と同列扱いであることが分かるようにすることとしました。
- 「1頭又は1羽当たりの飼養スペース」に関する記述は、WOAHコードに記載がないため、Q&Aに参考文献等を示すこととし、指針から削除しました。
- 「各飼養方式のメリットとデメリット」は、WOAHコードに記載がある場合のみ指針に記述し、それ以外は、Q&Aにファクトベースの記載を記述することとしました。
- チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家が自ら確認するツールであること等から、指針から削除し、別途HPへ掲載することとしました。
- 「殺処分」との用語は、既存の公文書の引用や法律等に基づく行為について用いることとし、農場では動物の命を大切に扱って頂きたいことから、「安楽死」という用語を用いることとしました。

# 肉用牛の飼養管理に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

## 主な意見

- 除角
  - 乳用牛のWOAHコードを参照し、「摘芽を実施する場合は、麻酔及び無痛法の使用が、強く推奨される」を追記すべき。
- 断尾
  - 乳用牛の指針(案)と異なり、断尾に関する記述がないため、肉用牛では断尾が許容されるとの誤解を生じさせる可能性がある。
- 去勢
  - 去勢は麻酔を使用して行うべき。
- 鼻環
  - 鼻環は鼻に痛みを与えて牛を制御する器具であり、アニマルウェルフェア上使ってはならないことを明記すべき。
- 飼養方式
  - 「拘束飼育はアニマルウェルフェア上の問題につながるため廃止が必要である。」を追記すべき。

## 指針での対応

- 除角
  - 肉用牛に加え乳用牛のWOAHコードも参照し、除角によるストレスが少ない角が未発達な時期(遅くとも生後2か月以内)に除角する場合は、「獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される」と追記し、角が発達し頭蓋骨に付着した後に除角する場合は、「獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される」と追記することとしました。
- 断尾
  - 我が国の肉用牛はほとんど断尾されないため、指針(案)に記述しませんでした。乳用牛と同様に、「断尾は行わない」と追記することとしました。
- 去勢
  - WOAHコードを参照し、「可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法及び時期について獣医師の指導を求め、(中略)3か月齢を超える牛を去勢する場合、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」と記述することとしました。
- 鼻環
  - WOAHコードでは、鼻環に関する記載はありませんが、指針(案)の「鼻環を装着する際、牛へのストレスを極力減らし、可能な限り苦痛を生じさせないよう、素早く適切な位置に装着する」、「鼻環を装着した後は、過度に捻る等の不適切な使用はせず、誤って牧柵等に鼻環を引っかけて牛が損傷しないよう注意する」との記載を引き続き記述することとしました。
- 飼養方式
  - WOAHコードでは、繋ぎ飼いは否定されていません。しかし、指針(案)の「繋ぎ飼いで飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする」との記載を引き続き記述することとしました。

# 家畜の輸送に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

## 主な意見

- 家畜の輸送に携わる者の責務
  - WOAHコードに従い、「動物取扱者は、家畜の取扱いと移動に関して適切な訓練を受け、各々の責任に見合った経験と能力があり、また動物の行動パターンを知っており、実行すべき職務に必要な根本的な原則を理解していること」を追記すべき。
- 給餌・給水・休息
  - 「長時間の輸送の場合は、適切に給餌・給水・休息をとることができるようにする」と記載されているが、短時間でも、適切な給餌・給水・休息は必ず義務化すべき。
- 清掃・消毒
  - 「家畜の輸送に用いる車両・コンテナ・船舶等の家畜と接触する部分については、家畜輸送後に(中略)掃除、洗浄及び消毒を行い、清潔に保つ」と記載されているが、清掃等の責任者を追記すべき。
  - 車両等の清掃等のための場所を「新たに」設ける必要がないと分かるよう、記載の内容を工夫すべき。
- 収容スペース
  - WOAHコードに従い、「家畜は、頭を冷やせる適切な頭上スペースがあることから、恩恵を受ける」を追記すべき。

## 指針での対応

- 家畜の輸送に携わる者の責務
  - WOAHコードの記載を踏まえ、「家畜取扱責任者は、(中略)家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ」を追記することとしました。
- 給餌・給水・休息
  - WOAHコードの記載を踏まえ、指針(案)の「給餌、給水及び休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する」との記載を引き続き記述することとしました。
- 清掃・消毒
  - 清掃等の責任者は、輸送行程により異なることが想定されるため、一律な記載は記述しないこととしました。
  - 敷地内や近隣に車両等の清掃等を行う適切な場所がない場合は、新たに清掃等のための場所を設けていただく必要があることから、指針(案)の「輸送に用いた車両、コンテナ及び船舶等の清掃、洗浄、消毒が行える場所を設ける」との記載を引き続き記述することとしました。
- 収容スペース
  - WOAHコードでは、当該記載は研究中(under study)と位置付けられていることから、記述しないこととしました。

# 家畜の農場内における殺処分に関する指針(案)への主な意見と指針での対応

## 主な意見

- 農場内における家畜の殺処分に携わる者の責務
- WOAHコードに従い、「実施者は効果的な意識喪失や殺処分を通じて、動物の人道的殺処分を確保するものとする」を追記すべき。
- 法令に準拠した殺処分の方法の実施
- 用いてはいけない方法を明記し、これらの方法が社会的に容認されている通常の方法ではないことを十分に理解すべきである旨を追記すべき。
- 逆性石鹼や消毒薬といった、安楽死用ではない薬剤は動物の殺処分に使用すべきではない。
- 家畜の意識を喪失させる方法
- 力のない女性や適切な訓練を受けていない者では、鶏の頸椎脱臼は難しいため、電気機器を用いた意識喪失方法について追記すべき。
- 家畜の殺処分方法
- 銃弾を用いた安楽死は日本では難しいが、家畜銃のような産業銃は法的に可能なはず。

## 指針での対応

- 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務
- WOAHコードの記載を踏まえ、「実施者は、(中略)効果的な方法を用いて適切に意識喪失及び安楽死させられるよう」を追記することとしました。
- 法令に準拠した安楽死の方法の実施
- 指針(案)の「『動物の殺処分方法に関する指針(総理府告示)』には、(中略)社会的に容認されている通常の方法によること」とされており、アニマルウェルフェアの観点からもこれを遵守する必要がある」との記載を引き続き記述することとしました。また、WOAHコードの記載を踏まえ、通常安楽死の方法について、具体的な方法を追記することとしました。
- 農林水産省として、薬物の適切な使用を含め、農場内における適切な安楽死を推進しているところであり、WOAHコードの記載を踏まえ、致死薬物を用いた安楽死の方法を掲載することとしました。
- 家畜の意識を喪失させる方法
- WOAHコードの記載を踏まえ、家畜に対する電氣的意識喪失法と頸椎脱臼の併用を付録Ⅱに掲載することとしました。
- 家畜の安楽死方法
- 銃砲刀剣所持等取締法により、農場内で家畜を安楽死させる目的で殺銃を所持することは禁止されています。

## 「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について(令和5年7月26日付畜産局長通知)」の概要

- 畜産物の輸出拡大や重要性が増すSDGsへの対応等の国際的な動向を踏まえ、我が国として、国際基準であるWOAHコード(採卵鶏はその案)により示されるアニマルウェルフェアの水準を満たしていくという基本的な考え方を改めて周知。
- 家畜の管理者等にその責務を示すとともに、「5つの自由」の確保に向けて、国際基準を満たすための具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を国として示す。
- 本通知については、都道府県の畜産部局を通じ、同都道府県の動物愛護部局とも連携し、家畜の管理者及び飼養者等へ周知を図る。
- 本通知の発出後は、指針の実施状況について国がモニタリングを行う。その結果も踏まえ、「実施が推奨される事項」の達成目標年を設定する。可能な項目については、補助事業のクロスコンプライアンスの対象とする等により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の普及及び推進を図る。

# 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1 管理方法

### 【実施が推奨される事項】

- 除角と去勢を行う際は、獣医師等の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択することとし、
  - 除角は角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施し、それ以降は常に麻酔薬等を使用。
  - 去勢は生後3か月以内に実施し、それ以降は必要と判断された場合は麻酔薬等を使用。
- 蹄の働きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄する。
- 鼻環の装着後は過度に捻る等不適切な使用はしない。
- 未経産牛は成熟するまで繁殖に供しない。
- 分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する。

## 第2 栄養

### 【実施が推奨される事項】

- 質及び量ともにその生理学的要求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- 脂肪交雑を高めるため、ビタミンAの給与量を制御する場合、「日本飼養標準」等を参照し、栄養の適切な給与に注意する。
- 給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。

## 第3 牛舎

### 【実施が推奨される事項】

- 繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。
- 放し飼い方式では、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察するとともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。
- 追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう設計し、管理する。

## 第4 牛舎の環境

### 【実施が推奨される事項】

- 気温が高い場合は、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- 換気システムは、牛舎全体に常に新鮮な空気を供給できるよう設計する。

## 第5 アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される事項】

- 災害による影響を可能な限り小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する。

## 第6 肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

# 家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A（各論：肉用牛の抜粋）

1. 除角の項目において、「実施の時期は、(中略)遅くとも生後2か月以内とし、確実に保定した上で処置する。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。」とありますが、2か月齢を超える場合の除角には、常に麻酔を使用しなければいけませんか。現場で獣医師が不足する中、除角のために獣医師を呼ぶことができませんが、2か月齢を超えた場合は、どう対応すればよいのですか。

牛では、2か月齢を超えると角が頭蓋骨に付着し、除角による牛へのストレスが大きくなるため、常に獣医師による麻酔薬を使用してください。

獣医師の確保が難しい場合には、角カバーの装着や角先の研磨などの代替方法を検討してください。

2. 去勢の項目において、「生後3か月以内に行うこととし、3か月齢を超える場合、なるべく早期に行う。」とありますが、性成熟が遅く確実な去勢が難しい子牛はどう対応すればよいのですか。

本指針に従い、去勢の実施時期が3か月齢を超える場合、麻酔や鎮静について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行ってください。なお、和牛の子牛については性成熟が遅く、4か月齢以上でないと確実に去勢することが難しいとの御意見をいただいていることから、和牛における適切な去勢時期に関する科学的なデータを収集しているところです。

3. 去勢について、具体的にどのような方法がありますか。

WOAHコードにおける肉用牛のアニマルウェルフェアの国際基準では、肉用牛に使用される去勢の方法として、精巣の外科的摘出、虚血法、精索の挫滅といった方法が記載されています。

# 家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A（各論：肉用牛の抜粋）

4. 対米輸出施設において鼻環が使えなくなると聞いていますが、将来的には家畜市場や農家においても鼻環が使えなくなるのですか。

WOAHコードにおける肉用牛のアニマルウェルフェアの国際基準では、鼻環に関する具体的な記述はありませんが、米国当局から、「対米輸出施設内での鼻環を用いた牽引は、苦痛を最小限にしなければならないとする米国の規則に反するので改めるように」との指摘がありました。これを受け、継続的な輸出の確保の観点から、簡易頭絡を開発し、輸出施設における肉用牛の取扱マニュアルを作成したところです。

また、WOAHコードにおける肉用牛のアニマルウェルフェアの国際基準では、鼻環に関する具体的な記述はないものの、苦痛を伴う措置に関する記述などを参考として、本指針においては、「可能な限り苦痛を生じさせないよう、素早く適切な位置に装着する」「鼻環に強い力がかかることが想定される場合、頭絡を装着する等の代替措置を検討する」、「過度に捻る等の不適切な使用はしない」としておりますので、農場における鼻環の装着や使用の際には、牛に可能な限り苦痛を与えないよう努めてください。

5. 繁殖の項目において、「未経産牛は、出産時の母子の健康やより良いアニマルウェルフェアを確保するために十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない」とありますが、黒毛和種において一般的に成熟したと考えられる月齢はどれくらいですか。

黒毛和種を始めとする我が国で飼養されている肉用牛の品種においては、通常の発育を示す雌牛では10か月齢で性成熟に達するとされています。しかし、栄養状態によっては性成熟に達する時期が大幅に遅延することがあるため、適切な飼養管理を行うことが重要です。

また、繁殖牛として供用を開始するために適した体格は、品種によって多少の差はありますが、「日本飼養標準—肉用牛」では、最低でも体重300kg、体高116cm以上とすることが望ましく、供用開始を13か月齢を目安とすることとされています。

（出典：「日本飼養標準（肉用牛）2022年版」）

# 家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A（各論：肉用牛の抜粋）

## 6. 肉用牛の飼養方式には、繋ぎ飼い方式、放し飼い方式、放牧方式等がありますが、それぞれどのような特徴があるのですか。

肉用牛の飼養方式には、大きく分けて「繋ぎ飼い方式」、「放し飼い方式」及び「放牧方式」があります。

**繋ぎ飼い方式**は、チェーン又はロープ等で牛を係留して飼養する方法であり、特徴として、牛の能力や状態に合わせた個体管理を行いやすい、個別に係留されていることから牛同士の闘争や競合が少ないなどのメリットがある一方、行動や運動が制約されることにより、運動不足に起因する関節炎や睡眠不足になりやすいなどのデメリットがあります。

**放し飼い方式**は、ある広さの囲いの中に、牛を係留せずに放して飼養する方法であり、特徴として、牛の社会行動や運動に対する制約が少ないというメリットがある一方、飼料の摂取量等のきめ細やかな個体管理を行うことが難しいというデメリットがあります。

**放牧方式**は、草地等に牛を放して直接採食させる方法であり、特徴として、牛の行動に対する制約が少なく、「通常の行動様式を発現する自由」が満たされやすい、蹄の正常な状態が保たれやすい、自由に飼料を採食できるため、競合によるストレスが軽減される、適度な運動により、繁殖性が改善される、運動によって筋肉や骨格が鍛えられ、しっかりした肢蹄の形成が促進される、日光を浴びることによりビタミンDの形成が促されるなどのメリットがある一方、飼料の摂取量等のきめ細やかな個体管理を行うことが難しい、放牧地の石等による蹄の損傷や、害虫によるストレスの増加、ダニが媒介するピロプラズマ症の感染等の危険性がある、直射日光による放射熱や風雨等の影響を受けやすい、飼養密度は利用可能な飼料及び給水並びに牧草の質に依存して決まるというデメリットがあります。

上記のとおり、各飼養方式には、アニマルウェルフェア上のメリット・デメリットがあり、現状では科学的に優劣を判断するのは困難です。重要なことは、各農場において、本指針により示された飼養管理に係る具体的な取組を、自らが選択した飼養方式に合った形で進め、良好なアニマルウェルフェアの水準を確保するよう努めることです。

## 7. 牛舎の飼養空間の項目において、目安となる飼養面積等が示されていませんが、肉用牛における適切な飼養空間の目安を教えてください。

肉用牛の飼養空間について、WOAHコードにおける肉用牛のアニマルウェルフェアの国際基準では、具体的な面積の目安は示されていません。以下の情報も参考に、体格や月齢も踏まえ、飼養空間を設定してください。

### ●繁殖牛舎(放し飼い式)飼養施設面積例(中国農業試験場)

施設名	総面積	1頭当たりの面積	備考
成牛房	72.0m <sup>2</sup>	3.6m <sup>2</sup>	12.0mx3.0mx2房(20頭)
子牛房	16.2m <sup>2</sup>	1.0m <sup>2</sup>	2.7mx3.0mx2房(16頭)
分娩房	16.2m <sup>2</sup>	8.1m <sup>2</sup>	2.7mx3.0mx2房(2頭)
育成房	9.0m <sup>2</sup>	2.25m <sup>2</sup>	3.0mx3.0m(4頭)

出典：農林水産省「草地開発整備事業計画設計基準」

# 「家畜の輸送に関する技術的な指針」の概要

## 第1 家畜の輸送に関する基本事項

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に携わる全ての者が、家畜を丁寧に取り扱い、責任を果たす。
- 家畜の輸送中は、家畜取扱責任者を置き、管理者又は運転手等がこれを務める。
- 輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。
- 輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。

## 第2 輸送の準備

### 【実施が推奨される事項】

- 輸送する家畜の管理、積込み及び積下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送行程計画を作成する。
- 輸送前に全ての家畜の健康状態や損傷の有無等を確認し、輸送が過度な負担にならないかなど輸送への適合性を判断する。

## 第3 輸送する家畜の管理方法

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の積込み及び積下ろしの際、家畜の嫌がる取扱いは避け、十分な時間を確保して作業する。
- 長時間の輸送の場合は、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに休息を与えるようにする。
- 輸送中の家畜の状況を定期的に観察する。

## 第4 輸送中の環境

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜にとって暑すぎる場合は、直射日光を防ぐ等の暑熱対策を、寒すぎる場合は、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる。
- 輸送中の騒音は、可能な限り小さくし、家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。

## 第5 輸送のための施設等の構造

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の輸送に使用する車両等は輸送する家畜に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能なものとする。

## 第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される事項】

- 天候悪化等による遅延や車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康等への悪影響を可能な限り小さくするため、危機管理マニュアル等を作成する。

## 第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標

- 家畜の輸送に関わる全ての者が、輸送の責任を果たすための測定指標として列挙。

# 「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の概要

\* 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われる。

## 第1 本指針の範囲

- 本指針は、農場内における通常の安楽死の方法等について「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号)」を補完する。

## 第2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務

### 【実施が推奨される事項】

- 実施者は、安楽死をさせる際に家畜に不要なストレスを与えないため、家畜の身体的構造等の必要な知識及び技術を習得する。
- 実施者は、安楽死をさせる際、自らの安全も考慮して、家畜の保定や安楽死等の作業を行う。

## 第3 農場内における家畜の安楽死計画

- 農場内における安楽死計画を作成する際のポイントを列挙。

## 第4 家畜の取扱い

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死させる。

- 安楽死の対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は丁寧に扱うとともに、最低限の移動となるように注意する。

## 第5 防疫管理等への配慮

### 【実施が推奨される事項】

- 安楽死は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理に配慮した方法で行う。
- 安楽死の実施場所や方法は、周辺地域に影響を及ぼさないように注意するとともに、死体の保管や処理方法を、あらかじめ決めておく。

## 第6 安楽死の手順

### 【実施が推奨される事項】

- 家畜を安楽死させる場合、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる。
- 家畜の安楽死の方法として、頸椎脱臼、頭部切断、放血、致死薬物の投与等の方法がある。
- 家畜の農場内における安楽死の方法は、畜種や農場の設備等によって適切な方法が異なることから、それぞれの農場に適した方法を選択する。

# 新たな飼養管理指針及び関連資料の掲載場所

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (MAFF) of Japan. The page is in Japanese and features a navigation menu with categories like 'Meetings, News, and Information', 'Policy Information', 'Statistics', 'Inquiries', and 'About MAFF'. A search bar is located at the top right. The main content area is titled 'Animal Welfare Guidelines' and lists various technical guidelines for different types of livestock, including dairy cattle, beef cattle, sheep, broilers, horses, and piglets. Each guideline is accompanied by a PDF icon and a file size. There is also a section for 'Reference Materials' related to the guidelines, listing Q&A documents and checklists for various livestock types. At the bottom, there are links to external organizations like the Animal Welfare Association and the Japanese Pig Breeders Association.

## ● 農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/230726.html>

・新たな指針本体、Q&A、チェックリスト等を掲載

## ● (公社)畜産技術協会ホームページ

<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/index.html>

・これまでの指針、現場で取り組む際の参考となる資料等を掲載

## ● WOAHコード(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/terrestrial-code-online-access/>

## ● 採卵鶏のWOAH事務局案(英文サイト)

<https://www.woah.org/en/event/88th-general-session-of-the-world-assembly-of-oie-delegates/#ui-id-3>

・SG/12CS1Aの93ページから記載があります。